一般社団法人 香川県作業療法士会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人香川県作業療法士会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県綾歌郡宇多津町に置く。

(目的)

第3条 この法人は、会員の学術・技能の向上に努め、作業療法士全体の資質 の向上を図るとともに、作業療法の普及発展と県民の保健・医療・福祉の充実及び向上に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 作業療法の学会、研修会及び講習会の開催
 - (2) 作業療法並びに保健、医療及び福祉に関する調査研究
 - (3) 作業療法に関する会誌等刊行物の発行
 - (4) 地方公共団体等の行う保健・医療・福祉事業への協力
 - (5) 作業療法士の卒前及び卒後教育に関する事業
 - (6) 作業療法の普及啓発
 - (7) 関連団体との提携交流
 - (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、香川県内において行うものとする。

第2章 会員

(会員)

- 第5条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。
 - (1)正会員 香川県内に居住又は勤務する日本作業療法士協会の正会員であって、本会の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 賛助会員 本会の目的に賛同して入会したこの法人の事業を賛助する 個人又は団体
 - (3) 名誉会員 この法人の事業に顕著な功労のあった者又は学識経験者であって、理事会が推薦し、総会において承認をうけたもの

(入会)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費)

- 第7条 正会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。
- 2 賛助会員は、当会の定める年会費を納入しなければならない。なお、年会 費は総会において別に定める賛助会員規程によるものとする。
- 3 名誉会員は、会費を支払う義務を負わない。

(退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって、その会員を除名することができる。
 - (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、あらかじめ、その会員 に除名の理由を通知し、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与え なければならない。

(会員の資格喪失)

- 第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 事業年度期間内に第7条の会費を納入しないとき。
 - (2) その会員が死亡し、又は解散したとき。
 - (3) 総正会員が同意したとき。

(会費等の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総会

(構成)

- 第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第13条 総会は、次の事項について議決する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた 事項

(開催)

- 第14条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。
- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求が会長にあったとき。

(招集)

- 第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から 30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければなら ない。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(決議)

- 第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、 出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総 正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

- 第20条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ 通知された事項について、書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人と して議決権の行使を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その正会員は、出席したものとみなす。
- 2 代理人は代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。

(議事録)

- 第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成 する。
- 2 議長及び出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印をする。

第4章 役員

(役員の設置)

- 第22条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 8名以上12名以内
 - (2) 監事 2名

- 2 理事のうち 1 名を会長とし、法人法上の代表理事とする。
- 3 会長以外の理事のうち6名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第23条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。
- 2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、 職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、 この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、 監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

- 第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任すること を妨げない。
- 2 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、 理事及び監事としての権利義務を有する。

(解仟)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める役員等の報酬及び費用等に関する規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用等に関する規程による。

第5章 名誉会長等

- 第29条 この法人に、任意の機関として名誉会長 1 名以内及び相談役5名以内を置くことができる。
- 2 名誉会長は、会長の求めに応じて、会長に対して必要な助言をすることができる。
- 3 相談役は、会長の諮問に応じ、会長に対してこの法人の業務の運営その他 必要な事項について意見を述べることができる。
- 4 名誉会長及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 5 名誉会長及び相談役は、無報酬とする。

第6章 理事会

- 第30条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第31条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第32条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

- 第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く 理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令で定めるところでより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 事務局

(設置等)

- 第36条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第8章 資産、事業計画等

(資産の構成)

- 第37条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 会費
 - (2) 寄附金品
 - (3) 助成金
 - (4) 資産から生じる収入
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て定める。

(経費の支弁)

第39条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

- 第40条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に 終わる。
- 2 会計処理は、理事会の議決を経て会長が別に定める規程による。

(事業計画及び予算)

- 第41条 この法人の事業計画及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、総会で報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの 間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第42条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類の他、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、 定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

- 第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。
- 2 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げ る法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(余剰金の分配の禁止)

第45条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 雑則

(書類及び帳簿の備付け)

- 第46条 この法人の主たる事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備え付け なければならない。
 - (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 役員等の報酬及び費用等に関する規程
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告書及び計算書類等
 - (10) 監査報告書
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する 方法により行う。

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、 理事会の決議により別に定める。 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、植野英一とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。